国有財産買受申込書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名 印

下記により、国有財産(国有農地等)の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第64号)附則第3条第2項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

1 買受けを希望する国有財産の表示

2 用途 耕作又は養畜の事業

3 希望する所有権の移転の期日 売払通知書の指定する期日による。

(なるべく平成 年 月 日)

4 希望する対価 地方農政局長の定める額とする。

5 希望する対価の支払の方法 一時払い(納入告知書の指定するところによる。)

6 営農状況 別紙のとおり

7 その他の買受けの条件

- (1) 売払いの対価(及び貸付料)を納期限までに完納したときは、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引き渡されたものとすること。
- (2) 売払いの対価(及び貸付料)を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由 により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局 長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
- (3) やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利5パーセントの割合による延滞金を支払うこと。
- (4) 買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。
- (5) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、

これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

- (6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (7) 農林水産大臣は、買受申込者の(5)及び(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、 農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を 証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しなけ ればならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (8) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
 - ア (7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
 - イ (5)及び(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (9) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

(留意事項)

- 1 国有財産買受申込書の提出部数は正・副2部とし、買受けを希望する土地の所在する都道 府県を管轄する地方農政局の担当課に提出してください。
- 2 買受申込者が2名以上のときは、連記によって差し支えありません。
- 3 売払いの対価は、売払通知をする時の時価とし、地方農政局長が定めます。
 - (注)時価は、主として不動産鑑定士等の鑑定評価額によりますので、買受けを希望する土 地の所在する近隣地域における通常の取引事例価格、地価公示法による公示価格等が価 格水準として参考になります。
- 4 希望する所有権の移転の期日は、売払いの対価が完納された日とするため、売払通知書にはこれに添付する納入告知書の指定納期限と同一の日付け(納入告知書の発行の日から20日以内の日)を所有権移転の期日とする予定です。

したがって、特に買受資金の準備の都合上(たとえば定期預金の満期日、売掛金の回収見込期日等)売払いの対価の納期を特定したいときは、その期日を () の内に記入してください。ただし、買受け申込みの日から1年を超えることはできません。

- 5 営農状況は、「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振 第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の様式例第1号の1に定める 別添を添付してください。
- 6 訂正又は抹消した部分には、必ず訂正印を押印してくだささい。

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とします。

国有財産売払通知書

番号

平成 年 月 日

住 所

氏 名 殿

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け買受け申込みに係る国有財産は、農地法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第57号) 附則第8条第3項の規定に基づき、下記により売払いをします。

なお、所有権移転登記は、当方が嘱託しますので、別添の納入告知書により売払代金を納期限内に納入した後、同封の所有権移転登記嘱託請求書を提出してください。

記

1 売払いをする国有財産の表示

2 所有権の移転の期日 売払いの対価の納入があった日

3 売払いの対価 金○○円

4 対価の支払いの方法 平成 年 月 日までに別添納入告知書により納入

すること。

5 用途 耕作又は養畜の事業

6 その他売払いの条件

- (1) 売払いの対価(及び貸付料)が納期限までに完納された場合には、売払財産はなんらの引渡手段を用いないで、その所有権移転の期日に買受申込者に引き渡されたものとすること。
- (2) 売払いの対価(及び貸付料)を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、この売払いは地方農政局長の発行する売払解除通知書により解除されること。
- (3) 買受申込者は、この売払通知書発行のときから売払財産の所有権移転のときまでに おいて、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき 損した場合には、売払対価の減免の請求をしないこと。
- (4) 買受申込者は、売払財産を所有権の移転期日の翌日から10年間は、5に定める用途に供すること。
- (5) 買受申込者は、(4)の条件を履行できない事態が生じたときは、売払財産を地方農政局長に返還すること。ただし、売払いを受けた道路等に代わるべき道路等の設置又は都市計画に係る事業の施行に伴う用途の廃止若しくは変更についてあらかじめ地方農政局長の同意を得た場合には、この限りでない。
- (6) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団 (暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

- (7) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (8) 農林水産大臣は、買受申込者の(6)及び(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を 証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を農林水産大臣に報告しな ければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (9) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違 約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
 - ア (8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
 - イ (6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (10) 農林水産大臣は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。

- 1 施行の相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名 称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 2 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

様式例第6号の3

様式例第6号の1 買受申込書の記の7 その他買受けの条件の追加条件 ↑様式例第6号の2 売払通知書の記の6 その他売払いの条件の追加条件

(用途指定して売払いする場合で、買い戻し特約を付す場合)

(5) 買受人は、売払財産を 年 月 日(以下「指定期間」という。)までに5に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供し、指定期日の翌日から、〇〇年間(以下「指定期間」という。)は、売払財産の全部若しくは一部につき、指定用途の変更若しくは廃止、又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定をしないこと。

- (6) 買受人は、不可抗力その他やむを得ない事由により(5)の条件(以下「用途指定」という。) により難い事態が生じたときは、事前に書面をもって地方農政局長の承認を求めること。
- (7) 買受人は、指定用途の変更若しくは廃止又は第三者への所有権移転若しくは権利の設定について(6)の承認を受けたときは、地方農政局長の定める差額金を支払うこと。
- (8) 買受人は用途指定に違反したときは、当該財産の売払時の時価額の30パーセントの範囲内で地方農政局長の定める違約金を支払うこと。
- (9) 地方農政局長は、買受人が用途指定に違反した場合において、売払の日から10年間は、売払 財産の全部又は一部について売払対価に相当する額(利息は付さない。)をもって買戻すこと ができること。
- (10) 買受人は、買戻しが行われたときは、当該財産を原状に回復し、地方農政局長の指定する 引渡し方法で返還した上、買戻しに伴う所有権移転登記(分筆登記を含む。)の実行に協力す るとともに、当該財産のき損等による減損額に相当する金額を併せて支払うこと。
- (11) 買受人は、買戻しが行われた場合において、売払財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを請求しないこと。
- (12) 買受人は、用途指定に違反した場合であって買戻しが行われなかったときは、用途指定違反時の時価額から売払対価を差引いた額に用途指定違反時の時価額の30パーセント及び売払時の時価額の20パーセントを加算した額の範囲内において地方農政局長の定める特別違約金を支払うこと。
- (13) 買受入は、用途指定期間中は、地方農政局長の指定する職員又は都道府県の職員が売払財産の立入調査を行うことを妨げないこと。

- 1 様式例第6号の1の買受申込書の記の「7その他買受けの条件」に追加する場合
- (1) (5)から(13)までの規定中「買受人」を「買受申込者」に改めて用いる。
- (2) (9)中「地方農政局長は」を「地方農政局長が」に、「買い戻すことができる」を「買い戻しても異存がないこと」に改めて用いる。
- (3) (5)中「5」を「2」に、(6)中「(5)」を「(6)」に、(7)中「(6)」を「(7)」に改め、 (13)を(14)とし、(5)から(12)までの番号を順次繰り下げて用いる。
- 2 様式例第6号の2の売払通知書の記の6その他売払いの条件に追加する場合
- (1) 転用貸付がなされており、売払財産がすでに指定用途に供されている場合は、(5)の「売 払財産を平成 年 月 日までに5に掲げる用途に供し、指定期日の翌日から」を、「所 有権移転の期日の翌日から」に改めて用いる。
- (2) 売払いの相手方が地方公共団体、予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる法人(公団にあっては、財務大臣の指定する公団以外の公団を含む。)水害予防組合又は土地改良区であって、買戻しの特約を付さなくてよい場合は、(9)の「売払いの日から10年間は、売払財産の全部又は一部について、売払対価に相当する金額(利息は付さない。)をもって買戻すことができる。」を、「売払財産の全部又は一部について売払いを取り消すことができる。」に改め、(10)の「買戻しが行われたときは、」を「売払いの取消しが行われたときは、取り消された財産の売払対価(利息は付さない。)の返納を受け」に改め、(10)、(11)及び(12)中「買戻し」をすべて「売払いの取消し」に改めて用いる。
- (3) 売払代金の延納の特約条件がある売払いにあっては、(5)を(4)とし、以下順次番号を繰り上げて、様式例第6号の2の記の7の(3)の次に加えること。
- 3 本様式中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

1											- 1
1											
i											
						 	 	 	 	 	!
	登	記	嘱	託	書						

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 年 月 日 農地法等の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づく改正前の農地法第80条による売払

権 利 者 ○○市○○町○○番○○号(住民票コード12345678901)

義 務 者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書(※)

□登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局(地方法務局) ○○出張所(支局) 御中

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○農政局長連絡先の電話番号000-0000-0000担当者○○係○○

課税価格 金〇〇円

登録免許税 金〇〇円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町

 地
 番
 45番

 地
 目
 田

地 積 678平方メートル

(記載要領)

住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

抵当権設定登記承諾書

登記の目的 抵当権設定

原 因 平成 年 月 日売買による売買代金の平成 年 月 日設定

 債
 権
 額
 金○○円

 利
 息
 年○○%

 損
 害
 金
 年○○%

義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

抵 当 権 者 農林水産省

設 定 者 ○○市○○町○○番○○号 ○○ ○○

上記のとおり後記物件に抵当権設定登記することを承諾します。

平成 年 月 日

抵当権設定者

住 所

氏 名 印

地方農政局長 殿

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町

 地
 番
 45番

 地
 目
 田

地 積 678平方メートル

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 本様式例中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県 にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定

原 因 平成 年 月 日売買による売買代金の平成 年 月 日設定

債 権 額 金〇〇円

利 息 年○○% 損 害 金 年○○%

義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

00 00

抵 当 権 者 農林水産省

設 定 者 ○○市○○町○○番○○号

00 00

添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局(地方法務局) ○○出張所(支局) 御中

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ 〔印〕

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 00000000000000

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町

 地
 番
 45番

 地
 目
 田

地 積 678平方メートル

(記載要領)

「債務者」及び「設定者」の欄は同一人(売払相手方)の住所・氏名を記入する。

登	記	嘱	託	書
	нЦ	/	нш	

登記の目的 ○番抵当権登記抹消 (平成 年 月 日受付第○○○○号)

原 因 平成 年 月 日弁済

権 利 者 ○○市○○町○○番○○号

00 00

義 務 者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局(地方法務局) ○○出張所(支局) 御中

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ 〔印〕

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 金〇〇円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町

 地
 番
 45番

 地
 目
 田

地 積 678平方メートル

登記嘱託書

登記の目的 買戻特約の登記

原 因 平成 年 月 日買戻特約

売 買 代 金 金〇〇円

契 約 費 用 返還を要しない

期 間 平成 年 月 日から10年間

権 利 者 農林水産省

義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

00 00

添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局(地方法務局) ○○出張所(支局) 御中

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ 〔印〕

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 00000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町

地 番 45番

地 目 田

地 積 678平方メートル

					_	用	途	指	定	財	産	台	帳							
売払	4年月日					/ 11	7.31	111	<i>/</i> L	V.1	/==	Н	120			減額	Ą	譲与	適用	その他
売払	番号															売 払	7	売	払	その他
財							ţ	也	目					価		格		備	ì	考
	所			在			컨크	,,,	ᄼ		· 4本	+ 1				国有財産		減額等の適用		
産							現	況	台 帳	台 帳 地 積		売払時の時価 支払価格			台帳価格		条文減額率等		半等	
の																				
表																				
示																				
用	相手方の	住所	·氏名													亦亦百百				
途	用途						\mathfrak{A}							一変変更更						
指			期日期日		自	年	月	日	目 :	変 — 更	自		年 月	月	日	事承由認				
定	用途指定		期間	初 -	至	年	月	月		後 	至		年 月		日	→年月日				
監			監査者氏名			相手方の立会	用途指定の履行状況条件違					条件違反者に対してとった措置			違反措置の履行状況					
査																				
実																				
績																				
	1		1						•								用途指 整理N	自定 0.		